

議案第 4 1 号

日出町公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例の一部改正について

日出町公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年 6 月 4 日 提 出

日出町長 本 田 博 文

日出町公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例の一部を改正する条例

日出町公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成 2 2 年日出町条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号中「申請者」を「申込み」に改め、「資格」の次に「（次条において「申込資格」という。）」を加え、同条第 3 号中「申請受付期間」を「申込みを受け付ける期間」に、「申請期間」を「申込期間」に改め、同条第 7 号中「利用料金」の次に「（地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 8 項に規定する利用料金をいう。以下同じ。）」を加え、同条第 8 号中「その他」を「前各号に掲げるもののほか、」に改める。

第 3 条の見出し中「申請」を「申込み」に改め、同条中「申請書」を「申込書」に、「書類を」を「書類（次条において「添付書類」という。）を」に、「申請期間内」を「申込期間内」に改め、同条第 4 号中「その他」を「前各号

に掲げるもののほか、」に改め、同条第5号とし、同条中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同条に第1号として次の1号を加える。

(1) 申込資格を有することを証する書類

第4条中「申請書等」を「申込書及び添付書類（以下「申込書等」という。）」に改め、同条第5号中「その他」を「前各号に掲げるもののほか、」に、「必要と認める事項」を「別に定める基準」に改め、同条に次の1項を加える。

2 町長は、第2条の規定による公募及び前項の規定による指定管理者の候補者の選定をしようとするときは、あらかじめ、日出町指定管理者候補者選定審査会の意見を聴くものとする。

第5条の見出し中「公募によらない」を削り、「選定等」を「選定の特例」に改め、同条第1項中「一に」を「いずれかに」に、「第2条の規定による公募」を「前3条に規定する手続」に改め、同項第1号中「合理的な」を削り、同項第2号を次のように改める。

(2) 第3条の規定による申込書等の提出がなかったとき、又は前条第1項の規定による審査の結果、同項各号に掲げる選定の基準に適合する団体がなかったとき。

第5条第1項第4号中「団体が、」の次に「第7条に規定する」を加え、同条第2項を次のように改める。

2 町長等は、前項の規定により指定管理者の候補者を選定するときは、当該公の施設の管理に係る業務及び収支に関する事項について当該団体と協議し、及び前条第1項各号に掲げる選定の基準に照らし、総合的に判断するものとする。

第5条第3項を削る。

第6条第1項中「前2条」を「第4条又は前条」に、「があったときは」を「を経て」に、「指定しなければならない」を「指定するものとする」に改め、同条第2項中「町長は」を「町長等は、」に改める。

第7条中「関する次の各号に」を「関し次に」に改め、「、これにより適正に管理し」を削り、同条中第3号及び第4号を削り、第5号を第3号とし、第6号を第4号とし、同条第7号中「指定管理者に」を「町が」に改め、同号を同条第5号とし、同条第8号を同条第6号とし、同条第9号中「個人情報」の次に「（日出町個人情報保護条例（平成15年日出町条例第17号）第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）」を加え、同号を同条第7号とし、同条第10号中「その他」を「前各号に掲げるもののほか、」に改め、同号を同条第8号とする。

第8条及び第9条を次のように改める。

（指定の取消し等の告示）

第8条 第6条第2項の規定は、地方自治法第244条の2第11項の規定による指定管理者の指定の取消し又は管理の業務の停止について準用する。

（町長等による管理）

第9条 地方自治法第244条の2第11項の規定により指定管理者の管理の業務の停止を命じた場合その他指定管理者による管理の業務を行うことが困難となった場合において、町長等が必要と認めるときは、町長等が当該公の施設の管理の業務を行うものとする。

第10条ただし書中「前条」を「地方自治法第244条の2第11項」に改め、同条第5号中「その他」を「前各号に掲げるもののほか、」に改める。

第11条中「指定の期間」を「指定期間」に、「又は第9条第1項」を「、又は地方自治法第244条の2第11項」に、「の当該施設又は設備」を「又は当該公の施設の設備」に改める。

第12条の見出し中「義務」を「義務等」に改め、同条第1項中「の当該施設又は設備をき損し」を「又は当該公の施設の設備を毀損し」に、「その損害を」を「それにより生じた損害を町に」に改め、同条第2項中「第9条第1項」を「地方自治法第244条の2第11項」に、「損害」を「損失」に、「賠償の責を負わない」を「補償しない」に改める。

第13条の見出し中「取扱い」を「取扱い等」に改め、同条第1項中「（以

下この条において「個人情報」という。)」を削り、「又はき損の防止など個人情報の適切な管理のため、第7条に規定する協定に基づき必要な措置」を「、毀損の防止その他個人情報の適切な管理のために必要な措置」に改め、同条第2項を次のように改める。

- 2 指定管理者の役員若しくは職員又はこれらの職にあった者は、個人情報その他当該公の施設の管理に係る業務において知り得た秘密を漏らし、又は不当な目的のために使用してはならない。

第14条を第19条とし、第13条の次に次の5条を加える。

(日出町指定管理者候補者選定審査会)

第14条 指定管理者の候補者の選定をしようとする公の施設ごとに、日出町指定管理者候補者選定審査会(以下「審査会」という。)を置く。

- 2 審査会は、当該公の施設の名称を冠する指定管理者候補者選定審査会と称する。
- 3 審査会は、第6条第1項の規定により指定管理者が指定されたときは、廃止されるものとする。

(所掌事務)

第15条 審査会は、次に掲げる事項について調査審議し、その結果を町長等に報告する。

- (1) 候補者の選定に関する評価項目及び基準に関すること。
- (2) 提出された申込書等の審査及びその評価に関すること。
- (3) 候補者及び次点候補者の選定に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、指定管理者の選定に関し審査会が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第16条 審査会の委員は、5人以上10人以内で町長等が定める人数とする。

- 2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長等が委嘱し、又は任命する。

- (1) 副町長
- (2) 町職員

(3) 学識経験者

(4) 前3号に掲げるもののほか、町長等が必要と認める者

3 委員の任期は、前項の規定による委嘱又は任命の日から第6条第1項の規定により指定管理者を指定した日までとする。

(委員の除斥)

第17条 委員は、自己、配偶者又は3親等以内の親族の利害に係る議事に参与することができない。

(守秘義務)

第18条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてならない。その職を退いた後も同様とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正前の日出町公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例の規定によりなされた処分、手續その他の行為は、この条例による改正後の日出町公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例の相当規定によりなされたものとみなす。

(各種委員会委員等の報酬及び費用弁償条例の一部改正)

3 各種委員会委員等の報酬及び費用弁償条例（昭和31年日出町条例第15号）の一部を次のように改正する。

別表第2プロポーザル審査委員会委員の項の次に次のように加える。

指定管理者候補者選定審査会委員	日	4,000円
-----------------	---	--------

理 由

指定管理者の候補者を選定するための審査会を設置し、所要の改正をしたいので提出する。